

令和 3 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都新宿区新宿二丁目 1 番 1 2 号
那須電機鉄工株式会社
代表取締役 鈴木智晴

当社は、会津碍子株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併の存続会社として、会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 3 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求については、吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、令和 3 年 8 月 25 日付で官報公告及び電子公告において、債権者に対し各別の催告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第796条の2ただし書より、当社の株主は、同条に基づいて、本吸収合併をやめることの請求をする権利を有しないことから、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併存続会社である当社は、会社法第797条第3項および同条第4項の規定により、令和3年8月25日付の電子公告において、株主に対し、本吸収合併についての公告を行ったところ、本吸収合併に反対する株主はありませんでした。なお、本吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第797条第1項ただし書より、当社の株主は、同項の規定に基づいて株式買取請求権を有しないことから、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、令和3年8月25日付で官報公告及び電子公告において、債権者に対し各別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である令和3年10月1日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

令和3年10月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

令和 3 年 8 月 25 日

吸収合併に係る事前開示書面

福島県会津若松市北会津町上米塚 8 8 9 番地

会津碍子株式会社

代表取締役 大熊幸夫 (印)

当社は、那須電機鉄工株式会社を存続会社とする吸収合併の消滅会社として、会社法第 7 8 2 条及び会社法施行規則第 1 8 2 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙 1 のとおりであります。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併であるため、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 計算書類等に関する事項

最終事業年度の存続会社の計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別紙 2 のとおりであります。なお、当社及び存続会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



吸収合併契約書

那須電機鉄工株式会社（以下、「甲」という。）と会津碍子株式会社（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

② 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 那須電機鉄工株式会社

住所 東京都新宿区新宿二丁目1番12号

乙（吸収合併消滅会社）

商号 会津碍子株式会社

住所 福島県会津若松市北会津町上米塚889番地

（簡易合併・略式合併）

第2条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。ただし、会社法第796条第3項に規定する場合はこの限りではない。

② 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併を行う。

（効力発生日）

第3条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、令和3年10月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性の他の事由により変更の必要があるときは、会社法第790条の規定に従い、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第4条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第5条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

(権利義務の承継)

第6条 乙は、令和3年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

- ② 乙は、令和3年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第8条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

- ② 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

(合併条件の変更等)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかった場合は、その効力を失う。

- ② 本契約が法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合も前項と同じとする。

(損害賠償)

第11条 第9条又は前条により、合併条件が変更、本契約が解除又は効力が生じない場合には、互いに損害賠償を請求しない。ただし、その原因が甲又は乙の故意、又は重過失による時はこの限りではない。

(規定外条項)

第12条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

(適用法と管轄)

第13条 本契約書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙が写しを保有する。

令和3年7月5日

(甲) 東京都新宿区新宿二丁目1番12号

那須電機鉄工株式会社

代表取締役 鈴木 智 晴 (印)



(乙) 福島県会津若松市北会津町上米塚889番地

会津碍子株式会社

代表取締役 大熊 幸 夫 (印)





(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の抑制により、厳しい状況のなか、財政・金融政策での下支えや、中国を始めとする世界経済の回復による輸出の復調など、ウィズコロナ下での経済活動の再開が模索されてきました。しかしながら年明けには再度の緊急事態宣言の発令により、感染症の終息は依然として見通せず、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの関連業界におきましては、電力関連では、電力各社は経済活動停滞に伴う販売電力量の減少もあり、設備投資の抑制が継続しているものの、通信関連では、携帯キャリア各社の設備投資は拡大基調にあり、建築・道路関連でも更新需要などは底堅く推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、中期経営計画（2019～2021年度）の2年目にあたり、「“Change & Challenge” over The Next Decade！」（次の10年にわたる変化と挑戦）をスローガンとして、①生産体制の最適化、②成長力の強化、③新事業の創出、④SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する企業活動の推進を経営方針として定め、グループ各社との連携を一層充実して経営の効率化を推進しました。

その結果、売上高は215億88百万円（前連結会計年度比0.4%減）と、新型コロナウイルス感染症が収支に与える影響は軽微にとどまりましたが、損益につきましては、建築鉄骨関係における大型件名での手直し工事の発生により、営業利益は17億79百万円（同11.6%減）、経常利益は17億38百万円（同13.6%減）となり、前期に特別利益として計上した土地売却益も無くなりましたため、親会社株主に帰属する当期純利益は10億69百万円（同79.8%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(電力・通信関連事業)

電力・通信関連事業は、電力関係では配電用金物は厳しい受注環境の中で競争が継続し、送電用鉄塔でも二次系や改造など小型件名が中心となり、厳しい状況となりましたが、通信用金物は安定的に受注できた結果、売上高は130億99百万円（前連結会計年度比4.5%減）、セグメント利益は22億75百万円（同2.0%減）となりました。

(建築・道路関連事業)

建築・道路関連事業は、道路関係では遮音壁支柱やETCガントリー設備更新などを受注したものの、トンネル換気設備工事での大型件名が前期に竣工し端境期となったことや、建築鉄骨関係での大型件名の手直し工事発生により大幅な損失を計上した結果、売上高は45億13百万円（前連結会計年度比16.4%減）、セグメント損失は34百万円（前連結会計年度はセグメント利益4億15百万円）となりました。

(碍子・樹脂関連事業)

碍子・樹脂関連事業は、今期より碍子の製造販売を営む会津碍子株式会社を連結決算に加えたものの、碍子関係では多品種少量での生産調整に苦慮し、樹脂関係でも需要の停滞が継続した結果、売上高は39億74百万円（前連結会計年度比54.8%増）、セグメント利益は1億93百万円（同16.1%減）となりました。

①企業集団の事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度受注高		当連結会計年度売上高		翌連結会計年度 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
電力・通信関連事業	1,478	13,155	62.5%	13,099	60.7%	1,533
建築・道路関連事業	1,092	3,916	18.6%	4,513	20.9%	495
碍子・樹脂関連事業	721	3,978	18.9%	3,974	18.4%	724
計	3,292	21,049	100.0%	21,588	100.0%	2,754

②当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 注 高		当 期 上 高		次 期 繰 越 高
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
鉄 塔 部 門	732	2,567	15.4%	2,505	14.8%	794
架 線 金 物 部 門	700	9,871	59.1%	9,894	58.5%	677
碍 子 部 門	602	1,017	6.1%	1,017	6.0%	603
その他製品部門	796	3,235	19.4%	3,499	20.7%	531
計	2,832	16,692	100.0%	16,917	100.0%	2,607

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は22億71百万円であり、主に生産設備の効率化・維持更新および基幹システムの開発費用等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、設備投資資金を目的に取引銀行8行と総額8億円のコミット型シンジケートローン契約を締結しており、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は8億円であります。また、運転資金として総額3億円の実行可能期間付タームローン契約を締結しており、この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は2億90百万円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、電力関係では、当社の主要顧客である電力各社は経営効率化の深耕により調達価格の低減などは継続されるものの、2020年6月に成立した「エネルギー供給強靱化法」により電力送配電網の強靱化が進められるものと思われ、また、通信関係においても、携帯キャリアでは5G基地局向けの設備投資が実施されると思われ、今後も引き続き一定の需要が見込まれます。

当社グループとしては、これらの状況に対応するため、経営資源の集中と全体最適化を図り、スマートファクトリーの構築による生産効率化および収益向上に注力するとともに、既存事業の深耕、新規市場機会の探索などを実施し、中期経営計画の達成にまい進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも相変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2017年度	第 97 期 2018年度	第 98 期 2019年度	第 99 期 2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	18,239	18,830	21,680	21,588
経 常 利 益 (百万円)	705	761	2,012	1,738
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△754	950	5,288	1,069
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△646.59	814.75	4,532.90	917.18
総 資 産 (百万円)	35,586	35,111	38,267	38,551
純 資 産 (百万円)	13,923	14,481	19,551	20,584

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2017年度	第 97 期 2018年度	第 98 期 2019年度	第 99 期 2020年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	15,166	15,388	17,906	16,917
経 常 利 益 (百万円)	408	433	1,544	1,415
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△932	70	5,033	896
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△799.07	60.43	4,314.44	768.67
総 資 産 (百万円)	32,837	31,209	33,802	33,933
純 資 産 (百万円)	12,693	12,365	17,070	17,979

(注) 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第96期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	30	95.00	関東地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	10	83.50	関西地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負

(注) 1. 出資比率は、子会社が保有する株式を含めて算出しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含め9社であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 な 事 業 内 容
電力・通信関連事業	鉄塔・鉄構、鉄柱、架線金物、地中線材料等の製作・販売
建築・道路関連事業	鉄骨、鉄構、道路施設機材の製作・販売ならびに溶融亜鉛めっき加工および建設工事の請負
碍子・樹脂関連事業	碍子、電気用樹脂製品(碍子用樹脂カバー等)等の製作・販売

(8) 主な事業所

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	八 千 代 工 場	千葉県八千代市
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	大 阪 工 場	大阪府大阪市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	会 津 工 場	福島県大沼郡
九 州 支 店	福岡県福岡市		
沖 縄 支 店	沖縄県宜野湾市		

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	本 社 所 在 地	工 場 所 在 地
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	東京都江東区	大阪府大阪市
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	大阪府大阪市	—

(注) 当社の連結子会社は、上記の主要な子会社2社を含め9社であります。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
521名	12名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員40名（期中平均雇用人員）を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
325名	2名減	45.0歳	18.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者6名および臨時従業員28名（期中平均雇用人員）を含みません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,163
株式会社三井住友銀行	1,115
三井住友信託銀行株式会社	598
株式会社千葉興業銀行	258
みずほ信託銀行株式会社	223

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
(2) 発行済株式の総数 1,166,531株 (自己株式 33,469株を除く)
(3) 株主数 2,432名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
那須幹生	53	4.59
明治安田生命保険相互会社	50	4.29
株式会社三井住友銀行	50	4.29
みずほ信託銀行株式会社	40	3.50
山洋電気株式会社	31	2.71
エムエム建材株式会社	30	2.63
損害保険ジャパン株式会社	17	1.46
株式会社千葉興業銀行	16	1.41
鈴木貴久	16	1.40
鈴木邦之	15	1.35

(注) 持株比率は自己株式(33,469株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	那 須 幹 生	
代表取締役社長	鈴 木 智 晴	営業管掌 那須電材産業株式会社 代表取締役社長 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長
専 務 取 締 役	西 岡 雅 之	管理部門担当兼技術開発部担当
常 務 取 締 役	高 橋 昌 裕	生産部門担当兼八千代工場長兼資材担当 那須化成株式会社 代表取締役社長
取 締 役	横 山 明 男	経営管理室長
取締役(常勤監査等委員)	関 口 一 也	
取締役(監査等委員)	黒 滝 一 雄	公認会計士黒滝一雄事務所所長
取締役(監査等委員)	木 村 英 知	

- (注) 1. 取締役黒滝一雄および木村英知の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として関口一也氏を選定しております。
3. 取締役黒滝一雄氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役関口一也氏は当社内の監査部門での業務経験を有し、内部監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役黒滝一雄氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負う事または、当該責任の追及に係る請求を受ける事によって生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。なお、被保険者の範囲については、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、保険料は会社負担としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取 締役を除く)	213,160	105,300	98,500	9,360	8
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	13,400	10,950	1,200	1,250	2
社外役員	9,550	7,200	1,750	600	2

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の固定報酬・退職慰労金の対象は、2021年3月31日現在在籍且つ2020年6月29日第98回定時株主総会で退任した取締役（監査等委員を除く）8名および取締役（監査等委員）2名であります。
3. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、業績連動報酬として取締役に対して賞与を支給しております。
4. 業績連動報酬等に関する指標ならびに選定理由、算出方法は「取締役の報酬等の決定に係る方針」2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針（2）に記載のとおりであり、当事業年度を含む業績指標の推移は1.（5）財務および損益の状況の推移に記載のとおりです。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）8名に対し、年額250,000千円以内と決議いただいております。
6. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において取締役（監査等委員）3名に対し年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 取締役の報酬等の決定に係る方針

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会で決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき代表取締役会長 那須幹生および代表取締役社長 鈴木智晴が協議し、監査等委員会の意見を考慮し決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 取締役の報酬等に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、当社が社会の持続可能な発展に貢献する企業として、サステナブルな経営および成長を実現するための重要なインセンティブとして十分に機能し、その実現のために優秀な人材を取締役として内部登用及び外部採用での確保と維持ができる報酬の体系と水準にする。

当社の報酬水準は、当社取締役が経営方針に対して担うべき機能、役割、責任並びに同業種、同規模の他企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、各年度の取締役構成、人員、経営機能を総合的に勘案し決定する。

2. 取締役の報酬等の体系および額の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、経営方針に対して担うべき機能、役割、責任を踏まえた基本報酬と会社業績の達成度に連動した業績連動報酬から構成する。また、長期的視点に立った企業価値向上への貢献度を踏まえた退職金制度を設ける。

（1）取締役の基本報酬は毎月の固定報酬とし、役位、職責、会社の業績等を総合的に考慮して決定する。なお、監査等委員については、それぞれの役割に応じて設定した額を基本報酬とする。

（2）取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬等は、各事業年度の当社グループの連結業績、経営状況、中長期経営計画との対比、前年度比、目標達成率を総合的に勘案して算出された額を賞与として決定し、年一回支給する。目標となる業績指標は、経常利益が当社の総合的な事業収益力、企業価値の成長率を評価する基準として適切であると考えられることから、経常利益を業績連動報酬等に係る指標とする。

3. 報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、業績連動報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、各事業年度の会社業績により業績連動報酬等が大きく変動することより支給割合については定めない。

4. 報酬決定のプロセス

監査等委員以外の取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会における一任に基づき、代表取締役会長 那須幹生および代表取締役社長 鈴木智晴の両名が具体的内容を協議し、客観性・透明性を確保するために、監査等委員会の意見を考慮して決定する。（取締役会が代表取締役の両名に一任した理由として、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うことが最も適しているために一任する。）また、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
黒滝 一雄	該当事項はありません。
木村 英知	該当事項はありません。

② 社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	社外取締役に期待される役割および主な活動状況
黒滝 一雄	取締役に就任以降、公認会計士および税理士として企業会計、税務全般に精通した経験を活かし、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会12回のうち8回、また監査等委員会13回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っています。
木村 英知	取締役に就任以降、豊富な経験と幅広い知見から、経営の重要事項に関して客観的に助言や指導などを行うなど、十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度開催の取締役会12回のうち8回、また監査等委員会13回全てに出席し、必要に応じ議案審議に必要な発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額で記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否については、監査等委員会が会計監査人の職務の遂行状況等を毎期、考慮・検討します。その結果、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中で記載の金額は表示単位未満は切捨て、比率その他の数値は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,166,743	流動負債	7,729,478
現金及び預金	7,087,997	支払手形及び買掛金	2,679,802
受取手形及び売掛金	4,232,851	電子記録債務	1,672,516
電子記録債権	1,300,595	短期借入金	670,000
製品	2,196,557	1年内返済予定の長期借入金	814,564
仕掛品	1,778,116	1年内償還予定の社債	350,000
原材料及び貯蔵品	653,081	未払費用	111,476
その他	918,477	未払法人税等	52,818
貸倒引当金	△933	未払消費税等	31,092
固定資産	20,384,546	前受金	109,433
有形固定資産	14,504,644	賞与引当金	310,816
建物	4,564,661	役員賞与引当金	129,980
構築物	232,779	その他	796,978
機械及び装置	2,211,626	固定負債	10,237,605
車両運搬具及び工具器具備品	143,328	社債	1,295,000
土地	7,337,647	長期借入金	2,894,504
建設仮勘定	14,600	リース債務	1,532,377
無形固定資産	404,562	再評価に係る繰延税金負債	1,587,792
借地権	27,467	役員退職慰労引当金	173,370
ソフトウェア	328,165	退職給付に係る負債	2,193,096
その他	48,928	その他	561,464
投資その他の資産	5,475,339	負債合計	17,967,084
投資有価証券	2,043,668	純資産の部	
繰延税金資産	153,001	株主資本	16,235,496
投資不動産	2,804,218	資本金	600,000
その他	488,199	資本剰余金	25,234
貸倒引当金	△13,748	利益剰余金	15,688,636
		自己株式	△78,374
		その他の包括利益累計額	4,145,899
		その他有価証券評価差額金	730,581
		土地再評価差額金	3,394,834
		退職給付に係る調整累計額	20,483
		非支配株主持分	202,809
		純資産合計	20,584,204
資産合計	38,551,289	負債及び純資産合計	38,551,289

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		21,588,037
売上原価		17,503,316
売上総利益		4,084,720
販売費及び一般管理費		2,305,133
営業利益		1,779,587
営業外収益		
受取利息	90	
受取配当金	61,280	
受取賃貸料	247,240	
固定資産売却益	266	
その他	36,986	345,864
営業外費用		
支払利息	78,111	
社債借入	3,819	
賃借料	124,605	
借入手数料	63,926	
支払手保料	7,817	
固定資産の除却	42,258	
その他	66,315	386,853
経常利益		1,738,597
特別損失		
投資有価証券評価損	3,939	
固定資産売却損	1,395	
環境対策費	85,835	91,169
税金等調整前当期純利益		1,647,427
法人税、住民税及び事業税	472,128	
法人税等調整額	82,274	554,402
当期純利益		1,093,024
非支配株主に帰属する当期純利益		23,084
親会社株主に帰属する当期純利益		1,069,940

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	600,000	50,896	14,848,719	△78,127	15,421,488
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△233,313		△233,313
親会社株主に帰属する当期純利益			1,069,940		1,069,940
自 己 株 式 の 取 得				△246	△246
土地再評価差額金の取崩			3,289		3,289
連結子会社株式の取得による持分の増減		△25,662			△25,662
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	△25,662	839,916	△246	814,007
当 期 末 残 高	600,000	25,234	15,688,636	△78,374	16,235,496

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	420,388	3,398,124	20,365	3,838,878	290,899	19,551,266
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△233,313
親会社株主に帰属する当期純利益						1,069,940
自 己 株 式 の 取 得						△246
土地再評価差額金の取崩						3,289
連結子会社株式の取得による持分の増減						△25,662
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	310,192	△3,289	117	307,020	△88,090	218,930
当 期 変 動 額 合 計	310,192	△3,289	117	307,020	△88,090	1,032,937
当 期 末 残 高	730,581	3,394,834	20,483	4,145,899	202,809	20,584,204

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,654,982	流動負債	6,398,249
現金及び預金	4,788,201	支払手形	730,783
受取手形	333,869	買掛金	1,232,599
売掛金	3,491,069	電子記録債務	1,628,676
電子記録債権	668,353	短期借入金	550,000
製品	1,948,374	1年内返済予定の長期借入金	800,264
仕掛品	1,571,124	1年内償還予定の社債	330,000
原材料及び貯蔵品	238,908	リース債務	70,435
前払費用	81,629	未払金	162,645
未収入金	875,930	未払費用	70,215
関係会社短期貸付金	656,000	未払法人税等	3,167
その他の他	2,521	前受金	17,045
貸倒引当金	△1,000	預り金	14,377
固定資産	19,278,368	賞与引当金	217,300
有形固定資産	13,581,853	役員賞与引当金	101,450
建築物	4,295,172	設備関係支払手形	264,761
構築物	221,900	設備関係電子記録債務	153,323
機械及び装置	1,903,998	その他の他	51,204
車輛運搬具	3,501	固定負債	9,556,079
工具、器具及び備品	119,407	社債	1,250,000
土地	7,025,768	長期借入金	2,885,004
建設仮勘定	12,105	リース債務	1,497,261
無形固定資産	364,078	再評価に係る繰延税金負債	1,587,792
借地権	27,467	退職給付引当金	1,827,682
ソフトウェア	315,086	役員退職慰労引当金	126,055
その他の他	21,524	資産除去債務	92,122
投資その他の資産	5,332,436	その他の他	290,161
投資有価証券	1,577,552	負債合計	15,954,329
関係会社株式	700,564	純資産の部	
出資	4,002	株主資本	14,031,224
破産更生債権	771	資本金	600,000
長期前払費用	12,823	資本剰余金	9,445
繰延税金資産	108,844	資本準備金	9,392
投資不動産	2,511,311	その他資本剰余金	52
その他の投資	430,314	利益剰余金	13,500,153
貸倒引当金	△13,748	利益準備金	150,000
		その他利益剰余金	13,350,153
		圧縮積立金	834,925
		別途積立金	6,200,000
		繰越利益剰余金	6,315,227
		自己株式	△78,374
		評価・換算差額等	3,947,797
		その他有価証券評価差額金	552,962
		土地再評価差額金	3,394,834
資産合計	33,933,350	純資産合計	17,979,021
		負債及び純資産合計	33,933,350

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,917,323
売 上 原 価		13,928,620
売 上 総 利 益		2,988,703
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,547,569
営 業 利 益		1,441,133
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,968	
受 取 配 当 金	69,958	
受 取 賃 貸 料	338,100	
そ の 他	25,420	440,447
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75,880	
社 債 利 息	3,735	
賃 貸 費 用	220,421	
借 入 手 数 料	63,926	
支 払 保 証 料	7,817	
社 債 発 行 費	5,769	
固 定 資 産 除 却 損	42,185	
そ の 他	46,475	466,211
経 常 利 益		1,415,369
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,013	
固 定 資 産 売 却 損	1,395	
環 境 対 策 費	85,835	90,243
税 引 前 当 期 純 利 益		1,325,125
法人税、住民税及び事業税	332,000	
法人税等調整額	96,434	428,434
当 期 純 利 益		896,691

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金		
						圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	839,531	6,200,000	5,643,953
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額								
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△4,605		4,605
剰 余 金 の 配 当								△233,313
当 期 純 利 益								896,691
自 己 株 式 の 取 得								
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								3,289
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△4,605	—	671,273
当 期 末 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	834,925	6,200,000	6,315,227

残高及び変動事由	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	利 益 剰 余 金 合 計						
当 期 首 残 高	12,833,485	△78,127	13,364,802	307,815	3,398,124	3,705,940	17,070,743
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額							
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—				—
剰 余 金 の 配 当	△233,313		△233,313				△233,313
当 期 純 利 益	896,691		896,691				896,691
自 己 株 式 の 取 得		△246	△246				△246
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	3,289		3,289				3,289
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純額)				245,146	△3,289	241,856	241,856
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	666,668	△246	666,421	245,146	△3,289	241,856	908,278
当 期 末 残 高	13,500,153	△78,374	14,031,224	552,962	3,394,834	3,947,797	17,979,021

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 島 幹 也 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 早 崎 信 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、那須電機鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 島 幹 也 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 早 崎 信 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

那須電機鉄工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 関 口 一 也 ⑩

監査等委員 黒 滝 一 雄 ⑩

監査等委員 木 村 英 知 ⑩

(注) 監査等委員黒滝一雄及び木村英知は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上